

研究会だより

◆〈教育と社会〉研究会会則

(2017年6月17日研究会にて改定)

- 1 この会は、〈教育と社会〉研究会の開催と、『〈教育と社会〉研究』の発行を目的とする。
- 2 会員は加入申し込みをした一橋大学社会学研究科教育学部門の教員、助手、大学院在籍者、学部・院ゼミの出身者、その他とする。
- 3 会員には、研究会会員と読者会員の種別がある。

[研究会会員]

- ・『〈教育と社会〉研究』へ執筆することができる。
- ・また、『〈教育と社会〉研究』1冊を受け取る。
- ・研究会会員には、月例の〈教育と社会〉研究会の案内が送られる。

[読者会員]

- ・『〈教育と社会〉研究』1冊を受け取る。
- 4 この会の会計年度は10月1日より翌年9月30日までとする。
 - 5 会員は、次の年会費を払う。
研究会会員 2,500円
読者会員 研究誌代+300円(郵送代)
3年間会費の支払がない場合には、『〈教育と社会〉研究』の発送を停止するものとする。
 - 6 この会の代表は、教員1名とする。
 - 7 事務局は、教育社会学共同研究室に置き、教員・助手から2名、大学院各ゼミ代表者1名からなる運営委員会と、教員・助手・大学院生から1名選出された会計で構成する。
 - 8 加入希望者は、住所、氏名、自宅あるいは勤務先の電話番号を明記し、下記に2,500円あるいは研究誌代+300円を送ること。
〒186-8601 東京都国立市中2-1
一橋大学大学院社会学研究科教育学社会学共同研究室内〈教育と社会〉研究会
 - 9 本会則の変更は、運営委員会により発議され、2か月間会員に周知し特段の異議がなければ改定されるものとする。

◆『〈教育と社会〉研究』編集規定

(2017年6月17日研究会にて改定)

- 1 本誌は、一橋大学大学院社会学研究科教育社

会学共同研究室内〈教育と社会〉研究会の機関誌であり、年1号発行する。

- 2 本誌は、論文、研究ノート、文献・資料紹介、書評などを掲載する。
- 3 編集委員会は、雑誌『〈教育と社会〉研究』の編集を担当するものであり、教員・助手から2名、大学院各ゼミ代表者1名で構成する。編集長は、編集委員の互選によるものとする。
- 4 執筆者は、〈教育と社会〉研究会の会員、ならびに編集委員会の認めた者とする。
- 5 原稿の掲載は、原則的に投稿者の判断に委ねる。尚、投稿に関する規定に沿わない原稿について、あるいはアドバイスや検討会での協議内容を考慮したうえで編集委員会は、修正・変更、あるいは投稿の再考を求める場合がある。
- 6 論文、研究ノート、文献・資料紹介、書評については、アドバイス制とする。アドバイス制については、内規を参照のこと。
- 7 校正は、再校までとする。内容の修正は原則として認められない。
- 8 本誌の編集著作権は研究会が有するが、掲載された論文等の著作権は著作者に帰属する。また、掲載された論文等は、原則として一橋大学機関リポジトリに公開される。
- 9 本編集規定の変更は、編集委員会により発議され、2か月間会員に周知し特段の異議がなければ改定されるものとする。

◆『〈教育と社会〉研究』第29号投稿要領

- 1 募集する種別は、次のとおりです。
論文：20,000字(12ページ)
研究ノート：12,000字(6ページ)
文献・資料紹介：6,000字(4ページ)
書評：4,000字(3ページ)
※図表や註なども字数・ページ数に含みます。
- 2 投稿希望者は投稿エントリーとして、2019年1月末日までに、事務局宛に郵送またはメール(edu.and.soc@gmail.com)で、種別、題目、要旨をご連絡下さい。
- 3 第29号原稿締切日は2019年3月末日です。提出方法はメール又は郵送です。

- 4 原稿は、1行22字×43行（2段組、註は23字×49行にして字数に含める）に設定して入力し、規定の字数・ページ数を越えないよう注意して下さい。
- 5 原稿の掲載は、原則として投稿者の判断に委ねます。尚、投稿規定に沿わない場合、あるいはアドバイスや検討会での協議内容を考慮したうえで編集委員会は、修正・変更、あるいは投稿の再考を求める場合があります。
- 6 全種別について、アドバイス制をとります。希望のアドバイザーがいましたら、投稿エントリー時にお知らせ下さい。
- 7 原稿は原則としてお返しいたしません。

入会は随時受け付けております。入会やアドバイス制等の投稿に関する具体的な手続についてご不明な点があれば編集委員会までお問い合わせください。

〈教育と社会〉研究会 事務局・編集委員会
〒186-8601 東京都国立市中2-1
一橋大学大学院社会学研究科
教育社会学共同研究室内
edu.and.soc@gmail.com